

(保 47)

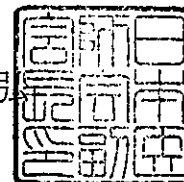
平成 21 年 5 月 29 日



郡市区医師会長 殿

日本医師会副会長

竹 嶋 康 弘



レセプトオンライン請求完全義務化への「対応指針」について
ご周知のお願い

日頃地域医療の確保にご尽力賜り、心より感謝申し上げます。

レセプトオンライン請求につきましては、完全義務化を撤廃すべく精力的に働きかけているところでございます。

ご存じのように、平成 21 年 3 月 31 日に『規制改革推進のための 3 か年計画』の再改定が閣議決定され、例外なく完全な義務化であった規定が「完全」ではなくなり、各種の例外を認める方針へと変わりました。

閣議決定を改正させたことは非常に大きなことで、地元選出国会議員の先生方への働きかけなど、地区医師会および会員の先生方のご支援の賜であり、厚く御礼申し上げます。

その上で、引き続き、平成 18 年 4 月の厚生労働省令第 111 号に規定されている義務化スケジュールの実施に当たっての例外措置等につきまして、与党と鋭意折衝を続けております。しかし、義務化のスケジュールが近づいている現在、会員の先生方の不安や混乱等を鑑み、日医として現時点での「対応指針」をお示しすることといたしました。

つきましては、別紙文書を貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、5 項目の「対応指針」は与党と前向きに相談中のものです。具体的な対応策が決まり次第、改めてご連絡申し上げます。

また、地域医師会における代行請求の対応等につきましては、別途ご連絡申し上げますことを申し添えます。

(添付資料)

1. レセプトオンライン請求完全義務化への「対応指針」について

(平成 21 年 5 月 29 日 日本医師会会員宛文書)

平成21年5月29日

日本医師会

会 員 各 位

日本医師会副会長

竹 嶋 康 弘

レセプトオンライン請求完全義務化への「対応指針」について

- 平成19年6月22日に閣議決定された『規制改革推進のための3か年計画』では「義務化において現行以上の例外規定を設けないこと」と例外を認めない規定になっておりましたが、平成21年3月31日に『規制改革推進のための3か年計画』の再改定が閣議決定され、「義務化において原則現行以上の例外規定を設けないこと」、「地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に配慮する。」と追加されたところです。

これもひとえに、地元選出国會議員の先生方への働きかけなど、地区医師会および会員の先生方のご支援の賜であり、厚く御礼申し上げます。

- この再改定が閣議決定された意義は非常に大きいと認識しております。
「原則」が明記されたことで、例外なく完全な義務化であった規定が「完全」ではなくなり、各種の例外を認める方針へと変わりました。
- これを踏まえて、まずは、平成21年4月診療分の請求から義務化となる400床未満の病院および薬局のうち、体制の準備が整っていない施設につきましては、省令改正を行って経過措置期間を設け弾力的に対応することとなりました。
- さらに、平成18年4月の厚生労働省令第111号に規定されている義務化スケジュールの実施に当たっての例外措置につきまして、与党と鋭意折衝を続けております。

今後、平成22年4月からはレセコンを使用している病院・診療所に対して、オンライン請求が義務化されるスケジュールとなっております。平成22年4月は診療報酬改定と重なるため現場は大混乱となることは必至ですので、この対応について、与党に強く申し入れているところです。

- このような状況の中、これ以上の地域医療の混乱を避けるため、会員各位におかれましては、義務化スケジュール期限に関わらず当分の間、下記

の方針にてご対応ください。

- 本「対応指針」は与党と前向きに相談中のものです。詳細が決まり次第お知らせいたします。

《対応指針》

- 1) オンライン請求に対応が可能な医療機関におかれましては、積極的に推進していただきますようお願いいたします。
- 2) 手書きレセプトで請求している医療機関については、現在、大半が例外措置の対象となるよう交渉中です。
オンライン請求への対応が困難であるために、閉院や廃院をお考えの場合には、当会まで事前にご相談ください。
- 3) 紙レセプトを印刷して請求している医療機関（実質的にレセスタに対応できるレセコンを使用している病院を除く）は、現在のレセコンをそのままお使いいただき、リース期限、減価償却期間の終了時をもって、レセプト電算処理システムに対応した機種にご変更ください。補正予算※などによる助成も審議されておりますので、内容が決まり次第、ご案内いたします。
- 4) 既に電子レセプト（レセプト電算処理システム）で請求している医療機関は、補正予算※などでの助成内容が明らかになった後に、日本医師会として改めて周知いたしますので、オンライン化への対応を検討してください。
- 5) オンライン請求対応のための機器を販売する業者等からの営業行為（買換え、オプション購入、請求用回線など）については、上記2）から4）の内容を勘案し、慎重にご対応ください。

※ 厚生労働省は、平成21年度補正予算に「レセプトオンライン化に係る支援について」下記の内容で総額291億円の予算要求をしている。

- 1) レセプトオンライン化に係る設備投資に対する支援：290億円
- 2) 代行送信に係る費用の支援：1億円

（担当事務局：保険医療課）